

益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、益子町に住民登録する独身者の結婚支援を図るため、公益財団法人とちぎ未来づくり財団(とちぎ未来クラブ)が運営するとちぎ結婚支援センター(以下「センター」という。)への入会に要する経費に対して補助金を交付することについて、益子町補助金等交付規則(昭和48年益子町規則第5号)以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、センターに入会登録をし、補助金の交付を受けようとするときに、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 益子町に住民登録をしている者
- (2) 婚姻後に継続して益子町に居住することを希望する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、センターの入会登録に要する経費とする。

(補助金額)

第4条 前条に規定する経費に対する補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、補助対象者1人につき5,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金申請書(別記様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) センターへの入会登録料を納付した領収書の写し
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により申請することができる期間は、センターに入会登録した日の属する年度の3月31日までとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定内容を、益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付・不交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(交付請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金請求書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領したときは、交付決定者に対し、既に交付した補助金の返還を請求することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により町長から交付を受けた補助金の返還を請求されたときは、速やかに補助金を全額返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

益子町長 様

住 所
氏 名

益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付申請書

年度において、標記補助金 円を交付されるよう益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付要綱第5条の規定により次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) とちぎ結婚支援センター入会登録料を納付した領収書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

益子町長

益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金について下記のとおり決定しましたので、益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

- 1 決定結果 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 不交付の理由

別記様式第3号（第7条関係）

年度益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け益子町指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助金を交付されるよう、益子町とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

年 月 日

益子町長 様

住 所
氏 名

関係書類

- (1) 交付決定指令書の写し
- (2) その他町長が必要と認めた書類

振 込 先	金 融 機 関 の 名 称	
	口 座 番 号	
	口座の名義 (カタカナ)	